

## 第18回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年7月22日(火)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	4番 篠原 覚
5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝	7番 渡邊 邦男
8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男	10番 多田 總一郎
11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎	13番 中川 喜一郎
14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	18番 川名 康夫	19番 佐久間 保夫
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
24番 渡邊 喜一	25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光
27番 福原 孝彦		

5 欠席委員 1名

3番 高浦 芳一

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 森副参事 鈴木主幹 神作主事

## 開 会

平成26年7月22日午後2時56分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第18回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。3番、高浦委員より連絡入りました。

### 議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、板倉保委員、15番、佐久間正夫委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

### 議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見についてを議題といたします。

議案第1号について経済振興課より説明をお願いいたします。

○経済振興課（杉浦弘樹君） 経済振興課の杉浦と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

袖ヶ浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の改正について、まず私のほうから今回の改正の経緯及び内容について説明させていただきます。今回、改正する農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想、いわゆる基本構想と農業経営基盤強化促進法第5条に基づきまして、都道府県が作成する農業経営基盤強化促進に関する基本方針、いわゆる基本方針に即して、同法第6条に基づき、市町村がみずからの地域の実情を踏まえて、当該市町村の農政推進のための目標を独自に取りまとめたものでございます。

この基本構想は、当該市町村における育成すべき農業経営の目標と所得水準等の基本的な考え方や、営農類型ごとの育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、またこうした経営に集積すべき農用地の割合の目標等を定めたものでございます。また、本基本構想は、社会変動に伴う農業生産や構造等の変化を考慮して、10年後を目標年度とし、県が基本方針についておおむね5年ごとに見直しを図りますので、市の基本構想についても、これに従って同様に見直しをする必要がございます。

今回の見直しにつきましては、昨年5月に県が基本方針を見直しましたが、その後国において、農林水産業・地域の活力創造プランを12月に閣議決定したことを踏まえまして、新規就農者の育成、定着対策や農地集積強化対策を拡充させるため、農業経営基盤強化促進法が改正されたところでございます。これに伴いまして、26年4月に再度県が基本方針を見直したため、本市においても基本構想を見直すものでございます。

今回の見直しの主な内容としましては、まず農地保有合理化事業の廃止に伴う農地中間管理機構の

特定事業の追加、次に青年等の就農促進に関する事項の追加、そして最後に前回の見直し後の農業を取り巻く環境の変化に対応するために、向こう10年間を見据えて、基礎数値や農業構造や生産等の現状認識を変更するものでございます。

それでは、改正内容の詳細につきまして、担当の平野からご説明させていただきます。

○経済振興課（平野弘和君） 経済振興課の平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。このまま座って説明のほうをさせていただきます。

本日配った資料でございますが、さきに袖ヶ浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想ということで、こちらの資料のほうをお渡ししました。それとあわせまして、本日ホッチキスどめ、2カ所どめで袖ヶ浦市営農類型一覧という形で、37ページほどあるのですが、それをお渡ししました。この2つの資料について、あと先日新旧対照表、こちら、この3つの資料から最初に説明のほうをさせていただきます。

まず、今お話ししましたが、この基本構想の内容でございますが、まず案の1ページ目をめくっていただきまして、目次のほうをごらんいただきたいと思います。ここに第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標から、第6の農地利用集積円滑化事業に関する事項ということで、6項目ほど定めることとなっております。それでは、一つ一つ説明をさせていただきます。

それでは、まず主な財政内容でございますが、この資料の次のページ、1ページ目、第1の農業経営基盤の強化の促進に関する目標ということでごらんいただければと思います。その中のまず1、農業経営基盤強化の基本的な推進方向ということでございますが、こちらにはこれまで5項目ほど括弧書きがありますが、都市計画等と調和した農業地域の保全から優良農地の確保と生産基盤の整備ということで、5項目ほど掲げておりました。今回、こちらにつきまして、新たに国際感覚、経営感覚に富んだ担い手の育成、優良農地の確保及び生産基盤の整備、また農地流動化の推進、農業生産の組織化を図り、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成を図ることから、これまでの5項目から、新たにこの(6)にありますとおり、青年等の就農促進の項目を新たに追加いたしまして、6項目となりました。

続きまして、その下、2の効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向でございますが、こちらの(1)の農業構造と今後の見通しの中の2行目の1,811ヘクタールの経営耕地面積という形ですが、以前は、実はこの基本構想をつくった平成6年当時で言いますと、2,430ヘクタールほどありました。それが、今回この平成26年度、ほぼ20年後でございますが、619ヘクタールほど減りまして1,811ヘクタールの経営耕地面積と変更させていただきます。

この経営耕地面積でございますが、こちらは2010年の世界農林業センサスにより数字を用いたものでございます。このセンサスにおける経営耕地面積とはということでご説明させていただきますと、農林産物の生産を行うか委託を受けて生産を行い、生産または作業に係る面積・頭数が、次のこちらの経営耕地面積が30アール以上の規模の農家や、また露地野菜の作付面積が15アール以上、また施設

野菜栽培面積が3.6平米以上等の事業を行う者が経営している耕地面積というものでございます。

その下の4行目からのものにつきましては、現状の袖ヶ浦市農業の水稲、野菜、畜産などにおける現状について述べております。

続きまして、資料の2ページ目をお開き願いたいと思います。こちらの上から5行目の(2)の効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標ということでございますが、まずその下の6行目になります。個別経営体と企業経営体ということの欄がありまして、その年間の農業所得が1経営体当たり500万円以上、年間の農業時間は2,000時間以内ということで定められております。こちらにつきましては、これまでの目標の数字と資料の変更はございません。

さらに、今回新たにこの下に下線を引いてありますが、組織経営体ということで、1組織当たり1,000万円以上ということで新たに設定をさせていただきました。これは集落営農を見据えての経営体でございます。労働時間については2,000時間以下ということで、個別経営体と同じようにしております。

続きまして、資料の4ページ目をお開き願いたいと思います。今回、基本構想の改正案といたしましては、3番にある新たに農業経営を営もうとする青年等の育成及び確保に関する目標、いわゆる新規就農者の育成確保の目標でございますが、こちらが新たに加わった大きな場所でございます。こちらにつきましては、青年等の新規就農促進や育成の考え方、また新規就農者等の確保目標について、それらについて追加するものでございます。

まず、1番、新規就農者の現状についてでございますが、ここに(1)でございますが、ここ過去数年、5年間の平均を見ますと、大体年間当たり1名程度新規就農者がいるようになっております。

また、(2)で見ますと、ここに新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標ということで、年間5人の青年等の確保を目標としております。また、現在雇用の就農の受け皿となる法人を、5年間で5法人という形で目標を掲げております。

その下の(3)でございますが、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた市の取り組みでございますが、こちらについては就農相談の実施を行うということ、また農地の紹介については、現在新しくできました農地中間管理機構や農業委員会により、農地のほうの紹介を青年等に対しては行っていくと。また、指導助言等については、農業事務所や、また農協さんのほうで行っていく。このような項目を3の中で取り上げたものでございます。

続きまして、資料の5ページ目の下のほうの5の農業生産の現状と今後の誘導方針ということでありますが、また1つめくっていただきまして、水稲部門のアの生産の現状ということで、こちらにつきましても、センサス等をもとに現状の出納の作付面積や生産農家数等について変更ありましたので、修正をかけております。

また、イの畜産部門の生産の現状についても、現状の市の畜産の状況について、頭数や農家数や、そういうものを修正しております。

また、一番下のほうになお書きがありますが、ふん尿処理については、飼料畑への土壌還元や、堆肥組合による堆肥施設が設置され一部処理されていたが、平成16年度家畜排せつ物処理法の施行により、ほとんどの経営において施設整備が行われ、有機肥料として効果的な施用を図っており、先進経営では、尿浄化槽施設の導入も最近では進んでいるということで、項目を追加させていただきました。

続きまして、8ページ目ではありますが、こちらは項目としては5番目の農業生産の現状と今後の誘導方針までしかありませんでしたが、これまでの基本構想では、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。その中の8ページ目に行きまして、右側の旧の欄を見ていただきますと、全部線で消してありますが、これまで効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向という形で記載がありますが、この部分については農地の利用集積等を今後推進していくということから、削除ということになりました。

続きまして、また案のほうの資料に戻っていただきたいと思います。第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標ということで、こちらに個別経営体で20類型、企業経営体で3類型、組織経営体として1類型として書かれております。この個別経営体20類型について、これまで同様の20類型でございまして、本市における主要な営農類型という形で載せてあります。初めの水稲プラス果樹、これはイチジクを想定して3例、そちらのほうではイチジクが盛んに行われておりますので、そういう形で水稲とイチジクの経営というような形で、それ以下20項目、酪農プラス水稲という形で、20項目ほど掲げております。

また、新たに今回から企業経営体ということで3類型、一応これは法人化を見ておりますが、それを露地野菜とか、露地野菜、施設野菜プラス水稲という形、また組織経営体、水稲の営農組合という形で1類型ということで掲げております。それで、本日お配りいたしました袖ヶ浦市営農類型一覧という形で、10ページから36ページまで類型のほうを載せてございます。こちらが、うちのほうで今現在掲げている営農類型でございます。

〔何事か言う人あり〕

○経済振興課（平野弘和君） 今、ちょっと質問がありましたので、その9番の企業経営体で3類型、露地野菜、露地野菜とあるのですが、これは大根の加工業務とキャベツの加工業務を見ております。これは資料のお配りしました33ページ、34ページにございます。それと、3番の露地野菜プラス施設野菜プラス水稲という形で、こちらは35ページのほうにレタスの加工業務、ハウスインゲンのコンテナ出荷プラス水稲という形で、営農類型という形で掲げてございます。

組織経営体として、水稲プラス作業受託という形で、水稲を生産として営農組合の類型という形で掲げております。これをもとに認定農業者等についての認定の基準となるものでございます。

続きまして、済みません。前の資料の37ページ、案のほうについて、37ページのほうは廃棄をしていただきたいと思います。ちょっと不十分でありましたので。そのかわりに、今度お配りしました営

農類型、一番最後のところに同じような流れで、第3、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、いわゆる新規就農者を認定する際の営農類型でございます。

こちらにつきましては新たに追加したものでございますが、露地野菜、この37ページを見ますと、露地野菜、大根を掲げてございます。今回、うちのほうで掲げた中でも、新規就農者が農業に取り組むに当たっては、露地野菜であって、なおかつ大根というものが一番取り組みやすいということで掲げさせていただきました。その中で新規就農者としては、先ほどちょっと説明忘れましたが、年間の所得について250万以上で、年間労働時間2,000時間という形で、それぞれ目標に掲げたものがこちらの類型の内容でございます。

今後、この新規就農者の認定につきましては、これまでは県のほうへ就農計画が提出され、認定していましたが、この基本構想が10月1日からうちのほうで改正となりますが、その際には市町村のほうで、この類型に基づいて新規就農者の認定のほうを進めてまいることとなります。この営農類型については、また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料の38ページをお開き願いたいと思います。こちらの第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項ということであります。こちらは、ちょうど1つ目の丸の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア、いわゆる農地の利用集積のことをうたっておりますが、こちらにある農用地面積、こちらについてであります。新旧対照表の10ページをお開き願いたいと思います。新旧対照表の10ページ目のちょうど中段の右側になります。ちょっと線を引っ張って見になります。これまでの農用地面積というのは、うちのほうで今言った面積は農振農用地の面積を利用してありまして、平成15年当時で言えば2,169ヘクタールと掲げてありますが、今回こちらに農用地面積A、2,610ヘクタールとありますが、こちらにつきましては県のほうの基本方針が市町村別面積調査ということで変更しておりますので、それにうちのほうも基づき、うちのほうもこの農用地面積という言葉であります。2,610ヘクタールという形で掲げさせていただいております。

その隣の利用集積目標面積でございますが、1,109ヘクタール、うち利用権設定面積619ヘクタール、これは県のほうから示された面積でございます。ここで言う利用権設定面積でございますが、以前の新旧対照表10ページを見ていただければわかりますが、線を引っ張ってあるところの一番下とその上、利用権設定面積10年後で150ヘクタール、作業受委託面積400ヘクタールで550ヘクタール、それが今回はこの利用権設定面積ということで、合わせたもので619ヘクタールとして県のほうで示されておるところでございます。こちらで注意書きの1のところにも、利用権設定面積と言いつつも、作業受託面積、3作業以上実施している農作業受託の面積を含むということでうたっておりますので、619ヘクタールということで、この利用集積の目標シェアでございますが、目標面積が利用集積が1,109ヘクタールで、農用地面積が2,610ヘクタールになりますので、これをB割るAで見ますと、42%の目

標シェアという形で掲げることになります。ちなみに、県でございますが、県については51%を目標に掲げているとのことでございます。

続きまして、40ページの第5でございますが、こちらについて農業経営基盤強化促進事業に関する事項ということで、冒頭に7行目から、 から という形で利用権設定等促進事業から、その他農業経営基盤強化の促進をするために必要な事業ということで6項目ほど掲げてありますが、先ほどうちの杉浦のほうからもお話がありました、農地保有合理化事業が廃止になりましたので、その項目がこの促進事業のほうから削除とされました。それで、6項目となっております。

今回、この中の主な内容といたしましては、ページ開いてもらって41ページになりますが、そちらの の農業協同組合法云々と書いてありますが、こちらについては新旧対照表をまたごらん願いたいのですが、その12ページのほうに改正前と改正後ということでうたっておりますが、主な内容といたしましては、先ほどから申し上げます農地保有合理化事業が廃止されまして、農地中間管理機構が創設されたことによりまして、その文言を修正したものでございます。

続きまして、その次の42ページの中段に載っております(3)、開発を伴う場合の措置ということで、こちらにつきましても新旧対照表の13ページのほうに下線部がありますが、こちらの文言につきましても、農地中間管理機構の創設によりまして、新たに文言を修正するものでございます。

続きまして、46ページになります。今度はそこを開いてもらいたと思います。こちらの2の農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項の前に、新旧対照表で言います16ページになりますが、16ページの真ん中あたりの右側に農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項と、これもなくなりましたので、この部分がその条項をそっくり削除という形、農地中間管理機構の創設によりまして、そっくり削除ということになります。

続きまして、その下の3番の農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項ということで、こちらにつきましても次のページの(5)のところの下線が引いてありますが、こちらにつきましても新旧対照表の17ページほどにありますが、農用地利用規程の認定ということで、こちらにつきましても、これは国が示している基本要綱というのがあるのですが、そちらのほうの文言の修正があったので、それに合わせてうちのほうも文言のほうを追加という形で掲げさせていただいております。

続きまして、48ページの一番下の2行目、(8)の農用地利用改善事業の指導、援助ということで、次のページをお開き願います。そこに下線で農業事務所、農地中間管理機構とか袖ヶ浦市地域農業再生協議会とありますが、それぞれ関係機関の名称が変わったことによりまして変更でございます。農業事務所と言えば、以前は農林振興センターだったり、中間管理機構の前は農地保有合理化法人だったり、地域農業再生協議会では、以前は袖ヶ浦市地域農業推進協議会という形で、この名称を変えたものでございます。

続きまして、50ページの(2)、推進体制、 、事業推進体制等についても、農業事務所という

ころが名称が変更という形になっております。

その下の7番、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項ということで、こちらも今後につきましても、新規就農者の育成のために、(1)の新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みがあり、次のページで51ページの(2)の新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取り組みなど、また関係機関の役割ということでそれぞれうたっております。新たに追加をさせていただきました。

雑駁な説明でありましたが、今回の改正案については以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑どうぞ。

藤井委員。

○26番(藤井幸光君) 26番の藤井です。ブロックを、通常5ブロックですけれども、中川、富岡を分けた理由はどんな理由でしょうか。

○経済振興課(平野弘和君) 1ページのことを言っているのでしょうか。

○26番(藤井幸光君) 6ブロックになっているのですよ。その理由を教えてください。

○経済振興課(平野弘和君) 当初からこういうような形で、あくまでも中川と富岡は分けて設定をしておりました。

○26番(藤井幸光君) 一般市の業務だと、5ブロックでみんな仕分けしていますよ。

○経済振興課(平野弘和君) それはわかりませんね。

○26番(藤井幸光君) そこはわかりませんか。この農業のもの自体は、特例ですよということですか。通常5ブロックですけれども、中、富が一緒ですよ。何か理由があります。

○経済振興課(平野弘和君) この辺、うちのほう、このような形で中川と富岡は分けてあったのですが、この辺の修正かけさせてもらいます。どうするのか、もう一回うちのほうで調べまして、通常5ブロックという形であれば、中川、富岡という形でもよろしいかと思っております。

○議長(中川喜一郎君) ほかに。

渡邊委員。

○24番(渡邊喜一君) 24番の渡邊ですけれども、案の1ページ目の軟弱野菜というふうになっているのだけれども、これは一応葉物野菜のことを言っているのですか。

○経済振興課(平野弘和君) そうです。

○24番(渡邊喜一君) 軟弱野菜と、何か言葉的に非常に悪いイメージを持たれる部分があるのではないかと、野菜の。皆さん、どう思います。葉物野菜とか何とかにしたほうがいいのではないかなと思うのだけれども。

○経済振興課(平野弘和君) わかりました。

○24番(渡邊喜一君) 俺はそう思うのだけれども、軟弱野菜なんといったら、何か買いたくないよう

な……。ほかの人はどう思うか知らぬけれども。

○経済振興課（平野弘和君） わかりました。葉物野菜で。

○議長（中川喜一郎君） お二方質問ありましたが、ほかにどなたかあります。

葛田委員。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田です。新規農家の人たちが始める場合に、2年、3年、5年と恐らく軌道に乗るにはかかると思うのです。その間というのは、市とか県とか国とかというのは、いろいろな面でサポートをしてくれるのですか。

○経済振興課（平野弘和君） もちろんそうです。うちの農業事務所と連携を図りながら、そういうものに対してはずっと支援していくと。ここ数年来、長野県の という会社から独立をして、平岡地区ですかね、2名ほど若い農家の農業者が、新規就農という形でうちのほうに就農しておりますが、それについても農業事務所や農協さんや、そういう関係機関と連携を図りながら今支援をしていると、これが現状でございます。

今回、新規就農者の認定における露地野菜、大根というのも、そういうものを一番取り組んでいるという例がありますので、そこを例に掲げさせていただいて、このタイプのほうを作成いたしました。

○22番（葛田吉弥君） ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） 藤井委員。

○26番（藤井幸光君） 農業経営体が載っていますけれども、これの企業形態の参入の条件とかは、袖ヶ浦市独自のものを持っているのですか。

○経済振興課（平野弘和君） 今の個人経営体の個別の皆さんありますよね。それが企業化した場合、法人化した場合、そういう人が法人化した。その人個人が、個人での法人化をした場合の経営体でありますので、所得とか労働時間については個人と同じ扱い。今は、個人の方、法人化している人も結構出てきていますので、農業経営の例で。今までの人、個人経営から一応法人化するという形で見てありますので、その方へ向けてのこのタイプです。

○26番（藤井幸光君） 世間一般で言われている大規模な大型の企業の参入というのが、ちらちらニュースなどで聞きますけれども、その場合はどういう、特別条件は変わらないのですか。

○経済振興課（平野弘和君） 今のところ、うちのほうは考えておりません。この経営体のほうに、例えばこれは行く行くは認定農業者ということで認定するための指標になりますので、その際に、そういう大規模会社のほうのあれは、今のところうちは存在しておりません。想定していない状態です。

○26番（藤井幸光君） 想定していない。

○経済振興課（平野弘和君） はい。

○26番（藤井幸光君） はい、わかりました。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

御園さん。

○21番(御園 豊君) 1ページの袖ヶ浦を説明している文書の中に、標高60メートル程度と書いてありますけれども、袖ヶ浦が一番高いのはたしか108メートルだと思うのですが、ほかの地区にこの文書が流れると、袖ヶ浦は最高峰60メートルしかないのではないかという誤解を招くような数字ではないかと思うのです。ですから、これを変えたとするならば、袖ヶ浦は最高108メートルとか106メートル以内とかという数字に変えたらどうかということが1つと。

それと、山林は少なくと書いてありますけれども、たしか農地よりも山林のほうが、山林3,000ちよっとあると思うのです。ですから、農地よりも山林のほうが多いはずなのです。ですから、これを山林は少なくということになると、農地2,000ヘクタールに対して、それより少ないというイメージを印象づけるわけですので、逆にこれを直すとするならば、農地、山林バランスのとれた袖ヶ浦市というような文面に変えたほうがいいかなと思うのですが、そういう意見です。

○経済振興課(平野弘和君) わかりました。これを標高60メートルというのは、以前からずっと20年来このような形とっておりましたが、この辺、今御園委員のほうからもお話がありましたので、うちのほうで調べまして、今現状を再度確認して、修正できれば修正いたします。

また、今山林というお話もありましたので、そうですね、たしか山林は少ない……。表現については、私のほうも見直してまた検討させていただきます。

○21番(御園 豊君) 袖ヶ浦を象徴するならば、やっぱり山林、農地バランスのとれた地形をとるとかというような、そういう文言に変えたほうがイメージ的によろしいのではないかと。

○経済振興課(平野弘和君) わかりました。

○21番(御園 豊君) これだと、都会だけの袖ヶ浦みたいに……。

○議長(中川喜一郎君) ほかにどなたかありますか。

16番、奥野委員。

○16番(奥野政義君) 16番、奥野です。2点ほどお聞きしたいのですけれども、1つは経営耕地面積、1ページで1,811であります。38ページにあるのが農用地面積2,610なのですけれども、この辺との数字的なあれというのは、どういうところから来るのかというのが1点と。

それと、もう一点、先ほど葛田委員からの質問もありましたけれども、新規就農者のところで、前からあれなのですけれども、この前々回あたりの、もっと前かな、新規就農があったときに、農業事務所、農業委員会、それと農協、この辺の連携は、やっぱり新規就農を図るについての情報を共有するというのが、非常に密でなければならぬのですけれども、前回の印象として、その辺の共有がちょっと不足していたのではないかなという印象があるのですけれども、これもこういうふうに連携していくと出ているのですけれども、具体的にこれから何か考えておられる、具体的な何か連携の仕方を考えておられるのか、また言葉の文言だけの連携なのか。それとも、これから、この間秦野市を見たときに、1つの組織体をつくっていたというのがあったのですけれども、そういうような具体的なものを考えておられるのか、その辺についてお伺いしたい。

○経済振興課（平野弘和君） まず、1ページは1,811ヘクタールと、38ページへ行って農用地面積2,610ヘクタールとありますが、1ページ目の1,811ヘクタールというのは経営耕地面積、これは農林業センサスに基づく経営耕地面積という言い方をしています、その数字の出し方というものが、経営耕地面積が30アール以上の規模の農家あるいは露地野菜の作付面積が15アール以上、あと施設野菜の栽培面積が350平方メートル以上ということで拾った数字というのが1,811平米。先ほどの38ページの農用地面積の2,611というのは、これは全国都道府県市町村別面積調査というのがあります、その面積を県のほうが採用しております、それにあわせてうちのほうも、これまで農振農用地の今まで積み上げの面積があったのですが、県の基本方針に合わせて2,610という形で載せたものでございます。

新規就農者については、これまで実際農協さんと農業事務所という形でいろいろとお話しして掘り起こしという形で、先ほどの さんもそうなのですが、市のほうへ届けましたが、正直これまで市のほうは、それほど新規就農者についてはかかわっておりませんでした。それを今回こういうような形で改正がございまして、県が新規就農者の認定が、今度市が新規就農者の認定という形になっておりますので、やはりうちなんかも、市のほうもなかなかわからない、技術的なものは全然わからないというような状態でありますので、農協さんと農業事務所と連携を図って、うちのほうもそういう新規就農者、そういうものを現場へ出て掘り起こしをして進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はありませんね。

はい、どうぞ。

○21番（御園 豊君） この基本構想、これがどうやって農業者へこの構想が行き届くのか、その辺の仕組みはどうなっているのか教えていただけませんか。せっかく一生懸命考えて時間かけてつくって、それが農業者にどういうふうな感じで届くのか。ただ何かこういうやつを回覧するとか云々とか、そういう具体的なあれというのはどう……。

○経済振興課（平野弘和君） タイミングちょっとずれてしまうのですが、お米のほうの転作の関係のほうで営農計画書とか何か書いていただく段階で、そういう席でリーフレットを配布したりして、1つはそういう形で周知を図るということと、あといろんな各団体、いろんなうちのほうも営農相談、あと園芸組合とか稲作研究会とかいろんな部会がありますけれども、そういうところで周知を図っていくというのも1つ。あと、通常の皆さん方にも審議いただいております農地の利用権設定、そういうときに当然補助金の交付の要求の中に認定農業者の場合というのがありますので、そういうところで周知を図っていくという形で考えております。そういう一つ一つ、いろんな多方面から周知を図っていきまして、当然この計画に基づいて、構想に基づいて認定農業者というものを認定いたしますので、そうすれば、例えば認定農業者であれば、さまざまな県とか市の、先ほどの農地利用権設定とか補助金等ありますけれども、いろんな施策が受けられるようになりますので、そういう形で外部連携

周知を図っていった、認定農業者のほうを育成していきたいというふうに考えております。

○議長（中川喜一郎君） 質疑やご意見やありました。

では、ご意見どうぞ。

○21番（御園 豊君） この中に、ちょっと細かくまで見ていないのですけれども、有害鳥獣に対する対策案とか今後の方針というものを、この中に記載してあるかしら。

○経済振興課（平野弘和君） この中では、基盤強化促進法の中では有害鳥獣まで盛り込めというようには言われておりませんので、ありません。

○21番（御園 豊君） それは盛り込まなくていいのですか。

○経済振興課（平野弘和君） そうです。そこまではないという形です。

○21番（御園 豊君） わかりました。

○議長（中川喜一郎君） いろいろ出されましたが、質疑はこの辺で打ち切りたいと思います。

ご意見あります、ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、ここで採決をしたいと思います。

議案第1号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については意見なしとして答申いたします。

この件についてはありがとうございました。

○経済振興課（平野弘和君） どうもありがとうございました。

#### 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号整理番号1についてご説明申し上げます。

議案3ページをごらんください。本件は、平成26年6月30日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は、相続により土地を取得しましたが、会社員であり、経営規模を縮小したいとのこと。譲受人は、自宅に近い農地であり、耕作に便利であることから取得して、経営拡大したいとのこと。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、久保田字兎谷です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で耕うんされておりました。

会議資料 2 ページに市原市農業委員会発行の農業従事・農業経営の実態証明書を添付しております。農地法第 3 条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具については、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバイン、ハーベスタ、農用車を所有しており、もみすり、乾燥作業は委託しているとのこと。農作業常時従事要件につきましては、世帯で 620 日とのこと。下限耕作面積要件につきましては、50 アール要件を満たしております。譲受人については、市内川原井にも耕作地があり、大根を栽培し、今後も地域の農地の利用調整に協力して耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11 番、山下和彦委員。

○11 番（山下和彦君） 11 番、山下です。現地調査の結果をご報告いたします。

7 月 17 日午後 5 時に、代理人の と現地を確認いたしました。現地の状況は、事務局のほうからあったとおり、碎石は入っていないと整地されておりました。譲渡人 さんと譲受人 さんは友人ということで、今回の話が調ったと聞いております。経営縮小の理由ですが、年齢的に耕作するのが困難になったとのことでした。今後の活用方法ですが、現地はすぐにでも耕作できる状況にありますので、承認後は大根等を耕作したいと思っております。

以上で報告を終了します。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第 2 号の 1 について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第 2 号の 1 については許可と決定いたします。

次に、議案第 2 号の 2 について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案 3 ページをごらんください。

本件は、平成26年6月27日付で提出がありました。申請内容につきましては、神納在住の方が、同一世帯内で贈与を行いたいとするもので、土地の所在、権利関係等は議案に記載のとおりでございます。

権利者の営農状況については、議案資料4ページに添付してございますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、同一世帯内での贈与の申請ですので、担当地区の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第2号、整理番号3についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、平成26年7月7日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は労働力不足であることから、売却したいとのことです。譲受人は、木更津市中野、牛込地区に農地を所有しており、坂戸市場地区においても耕作して、経営拡大したいとのことです。場所は、坂戸市場字宮林下です。現地を確認いたしましたところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料6ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、水利がなく耕作に不向きな土地や道がなく耕作できない土地、狭小で耕作できない土地とのことです。農機具については、トラクター、耕うん機、田植え機、バインダ、農用車、脱穀機を所有しており、作業については一部委託もしているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で490日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。これまでどおり水稻

を作付し、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法等については、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ちょっと、この件については行き違いがあるようですから、これについてはきょうはなしということで。

では、次に移ります。次に、権利者住所地、農業委員として、これもまた……

〔何事か言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ちょっと手違いがあったようですから、暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど提案された案件につきましては、保留として、再度8月の総会にかけたいと思います。よろしいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号整理番号の4についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、平成26年7月4日付で提出がありました。申請内容は、譲渡人は、遠方であり、農業をしていないことから贈与したいとのことです。譲受人は、自宅から近い農地であり、耕作に便利であることから申し出を受けるとのことです。

総会資料7ページから8ページの位置図をごらんください。現地を確認いたしましたところ、畑は耕うんされておりました。田については、葎が繁茂していたり草が生えており、耕作されていない状況でありましたので、代理人を通じて、耕作できるよう依頼いたしております。

総会資料10ページに、所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、従前から宅地の一部として使用されている土地とのことです。農機具については、トラクター、耕うん機を所有しており、田植え、刈り取り、乾燥、もみすり等は親戚に手伝ってもらったり、委託して作業しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で300日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満

たしております。近隣に耕作地があり、畑は大豆、田は水稻を作付し、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保委員。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。先日18日、午後4時に の代理人と会いまして、現地を確認しました。譲渡人と譲受人はいとこに当たりまして、この双方の親のときですが、譲渡人のほうに経営する耕作面積が足りない、不足しているとのことで、譲受人のほうへ貸すという形、将来的には返してもらうという約束で、今回この申請になったものです。

議案の申請地ですが、畑と田があり、畑のほうは根形公民館より北側にありまして、これは耕作されており、良好な状態です。田のほうですが、先ほど事務局のほうより草が生えていると、葦原になっているという話ですが、これは先日きれいに刈って、きれいな状態でございます。もう一つの田のほうですが、これは耕うんされており、同じく草は刈り取られており、良好な状態であります。

以上、よろしくご審議お願いします。

○議長（中川喜一郎君） 次に、担当地区より権利者住所地農業委員の意見を求めます。

15番、佐久間正夫委員。

○15番（佐久間正夫君） 18日午後6時より代理人の さんと会い、現地にて さんと会って話を聞いたら、 さんと さんとは親戚、先ほど板倉さんが言ったとおりでございます。 さんは遠方で耕作ができないため、譲渡人の要望を受け、 さんが耕作することとなっております。それで、現地を確認したら、きれいに草を刈って耕うんされておりました。それで、その土地を大豆をまくと言っておりましたので、どうかご審議のほどよろしく願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の4について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の5について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号整理番号5についてご説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。本件は、平成26年6月26日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は、相続しましたが、遠方であり耕作できないことから譲りたいとのことです。譲受人は、自宅から近い農地であり、耕作に便利であることから取得したいとのことです。

総会資料11ページの位置図をごらんください。場所は三ツ作字井堀田です。現地を確認いたしましたところ、畑で耕うんされておりました。

総会資料12ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、農機具の保管場所や作業場所として使用しているとのことです。農機具については、所有農地を耕作する上で必要なものはそろっていると思われれます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で430日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自宅から近い農地であり、露地野菜を栽培し、農薬の使用方法は地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、板倉保員。

○14番（板倉 保君） 14番、板倉です。18日午前10時半に、譲渡人、譲受人、そして代理人の さんとともに現地で説明を受け、確認いたしました。

現地は、根形中学校の東側に位置し、この申請地域の並びの一带は土を盛りまして、畑等でなっております。申請地も土を盛っておりますが、周りより一段低くなっておりますが、草等もきれいに刈られており良好です。譲渡人は、申請地のすぐ近くに住んでいましたが、現在はその土地には住んでおらず、うちを離れて暮らしておりますため、管理が行き届かない面があり、今回譲渡することを考えたとのことです。譲受人も家から近いこと、そして耕作に便利だということをお話しておりました。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の6について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号整理番号6についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、平成26年7月4日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は、遠方であり、耕作管理できないことから譲りたいとのことです。譲受人は、自宅から近い農地であり、管理、耕作に便利であることから取得して、農業経営の安定を図りたいとのことです。

総会資料13ページの位置図をごらんください。場所は、下泉字瓜久保です。現地を確認いたしましたところ、田で耕作されておりました。

総会資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具については、所有農地を耕作する上で必要なものはそろっているものと思われます。農作業常時従事要件につきましては、世帯で290日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自宅から近い農地であり、今後も水稻を作付し、地域の農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法は地域の防除基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、篠原覚委員。

○4番（篠原 覚君） 4番の篠原です。本日9時半から、譲受人と代理人と私と3人で現地の確認を行いました。

今、事務局から報告あったとおり、現地は田んぼとして稲が植えられ、稲が育ち、譲受人によってよく耕作されておりました。譲渡人が遠方のため耕作できないとのことで、譲受人が農業経営安定のため取得するもので、自宅に大変近くて目の前です。耕作に便利とのことでした。また、譲受人は認定農業者でもあって、手広く農業を営んでおります。問題はないものと思われます。事務局の報

告のとおりですので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の6について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の6については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の7について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第2号整理番号7についてご説明申し上げます。

議案5ページをごらんください。本件は、平成26年6月12日付で提出がありました。申請内容につきましては、譲渡人は、後継者もなく、高齢と労働力不足から売却したいとのことです。譲受人は、自作地に近い農地であり、耕作に便利であることから申し出を受け、経営拡大したいとのことです。

総会資料15ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字関戸岱です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料16ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありますが、湿田で機械作業ができない土地や、水利がなく耕作に不向きな土地とのことです。貸付地がありますが、現在はみずから耕作しており、今後契約解除するとのことです。農機具については、耕うん機、田植え機、トラクター、農用車を所有しており、コンバインは共有で使用し、乾燥調整作業は借用にて作業しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で600日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。近隣に耕作地があり、パレイショ、落花生、里芋を作付し、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番の渡邊です。7月17日だったのですが、代理人の さんと現地を確認しました。現地は畑で落花生を栽培しており、譲渡人の さんと さんは同じ地域の方で、年もそんなに離れておらないということで、3年前からこの畑に関しましては、 さんに耕作を依頼しておるということで、 さん自体も先ほど事務局のほうからお話があったとおり高齢で、現在の さんのほうに夕方5時から12時まで、 ということ電話のほうの受付をやっております。したがって、子供、女の子がいたのですけれども、嫁にくれたということで、継ぐ人がいないということで規模を縮小したいということだったので、 さん自体も さんのほうに譲りたいということで2人で話し合っただけです。場所は、平岡公民館から、図に示すとおり、現地に向かって500メートルぐらい行ったところの左側の畑でございます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号の7について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の7については許可と決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 議案第3号整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページをごらんください。本件は、市原市在住の個人が、市内在住の親族に当たる所有者から申請地を使用貸借により借り受け、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年7月1日に申請書の提出がなされております。

総会資料17ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約370メートルの位置にあることから、第2種農地と判断されます。建物の配置については、総会資料18ページのとおりであり、排水については、道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し既設の市道側溝へ、また雨水についても、既設の市道側溝へ排水される計画となっております。この転用計画については、1筆農地の一部を使用する計画であり、直接的な隣接農地はありません。総会資料19ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3号1の1、5条の認定です。

総会資料17、18、19ページをごらんください。事務局より説明があったとおり、袖ヶ浦駅から400メートルぐらい坂戸寄りのところです。7月19日9時30分にて、代理人の さんの説明を受けました。説明によりますと、譲渡人は奈良輪 番地、 さんで、譲受人は市原市五井 番地の 、 の さん。氏は、子供の成長により、今住んでいるアパートが手狭になったため、使用貸借権を設定の上で、木造平家を建築したいとのことです。規模は358.86平米に平家約100平米ほどの建築をいたします。水道は市、電気は東京電力、排水は集中合併槽、ガスはなし、ごみは区に加入してゴミステーションを使用させていただくということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号の1について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定します。

ここで休憩します。16時30分から再開したいと思います。休憩9分間、休憩です。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第4号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 買受適格証明書発行の件を議題といたします。

議案第4号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第4号整理番号1についてご説明申し上げます。

議案第1号整理番号1につきましては、東京国税局の実施する公売に参加するための買受適格証明書の発行にかかわる案件です。この入札に参加するための買受適格証明書の発行の可否についてご審議いただくことと、権利者がこの買受適格証明書の発行を受けまして、入札で落札した場合、農地を農地としての取得であることから、農地法第3条の許可が必要となります。この3条許可申請についても提出をさせていただいておりますので、本申請についても許可とするか、あわせてご審議をお願いします。

公売に係る物件につきましては、総会資料20ページから21ページが売却区分番号7038の2で、20ページの左上に番号を記載しております。

次に、22ページから23ページが売却区分番号7038の3で、同様に22ページ左上に番号を記載しております。川原井字影山の壱 です。公売に係る物件は、2件で2カ所となりますので、ご確認ください。入札日は、平成26年8月25日で、実施機関及び入札日は全て同じものでございます。

議案7ページをごらんください。議案第4号整理番号1につきましては、売却区分番号7038の2と7038の3のそれぞれの入札に参加したいとするもので、申請理由は高速道路インターチェンジに近く、出荷等に便利であることから、農業経営拡大のため取得したいとのことです。

会議資料24ページ、25ページをごらんください。千葉市農業委員会が発行いたしました農地基本台帳記載事項証明書です。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はないとのことです。農機具等につきましては、トラクター、トラック、ユンボを所有しているとのことです。農作業常時従事要件につきましては、世帯で550日従事しているとのことです。そのほかに常時雇用者が1名おりまして、従事日数は300日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。これまでどおり畑として利用し、玉竜、ゴールドクレスト、オリーブを栽培するとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。補足ということはございませんけれども、この7月

17日朝9時に、代理人 さんから電話連絡がありました。内容につきましては、今事務局が説明されましたように、トラクター2台、軽トラ、ユンボ等々農作業に使う機具は全部そろっていますと。現在も耕作をしておりますと。つくっているものは、先ほど事務局が申しあげましたように、低い植木類だそうであります。玉竜だとかツゲだとかサツキ、そういった低木をつくっていると。そして、つくったものは市場へ出荷しているということだそうでございます。

そして、今回の入札目的は拡張したいということから、拡張する理由につきましては、今後オリンピックが計画されている。そのオリンピック建設関係の施設に、玉竜とかそういった低木の植木を既に建設関係者から依頼を受けています。ですから、拡張をして、そういったものをこれから仕立てたいということだというご説明がございました。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。千葉市が発行する農地基本台帳のところに、先ほど説明のあった農機具の所有状況のところに、トラクターなんか所有しているという話なのですが、何の記載もないのですけれども、この辺は何かあるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 千葉市のほうに申告がないようなので、千葉市のほうの申告にしてもらわないと、ここに入らないですね。私どものほうは、何を農機具持っていますかということで確認させていただきましたところ、先ほどご説明したとおり、トラクター、トラック、ユンボのほうは所有しているということを事務局のほうで確認させていただきました。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですね。

○16番（奥野政義君） はい。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 27番、福原ですけれども、現在この2つの農地のほうの利用状況を再度説明願えますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。公売物件番号であります7038の2については、現在畑として耕作されております。続きまして、7038の3につきましては耕作はされておらず、ちょっと荒れている状態ですが、草の高さはそれほど高くありませんので、近年まで耕作がされていたものと思われます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

はい、どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 27番。そうしますと、耕作されている農地については、ここを小作している方が、地元か何かにはいらっしゃるということですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 現耕作者の方はいらっしゃいます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（福原孝彦君） トラクター2台と軽トラを持っている。ユンボは果樹園的な部分であれば必要かと思うのですが、実際 からこちらのほうにということかなり距離があるのですが、農業委員会としては、これだけの距離は適切な範囲というふうに考えているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 現在、通作距離、こちらのほうに関しましては特に制限は設けておりません。一応申請によりますと、通作にかかる時間を一応確認はしております。25キロ、40分、車のほうでこちらまで来れるとのことでございます。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 国税局の公売ということですが、この国税局の公売というのは、地元の方の方がなかなか見る機会はほとんどないような形だと思うのです。そういう、本来であれば地元の農家の方がこういう案件を見る機会があれば、また地元の方が公売に参加することも大分可能だったのではと思うのですが、その点については公売の期間がありますけれども、袖ヶ浦市として特別に何か公売に関して公告したとかそういうことはありますか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） これは東京国税局の公売になりまして、公売の情報はインターネット上で見ることができます。市のほうの公売と違いまして、広報に載るとかという形のものではなく、あくまでもみずから公売物件として探されて、入札のこの公売物件の公売に関してみずから知って、みずから入札してきたものになります。市としましては、国税局の案件でありますので、市のほうで広報するということはありませんし、公売、それから競売等に関しましては、その物件に関して知り得た方が入札に参加したいということで来る形になりますので、特に市のほうから公売の周知等はいたしておりません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○27番（福原孝彦君） 27番。公売とか競売、農家の方がなかなかその情報を知り得ないというのが現状だというふうに思うのです。ですから、農業委員会として、当然競売や公売については情報として持っているわけですので、例えば専門農家とか近くの方に、何らかの形で周知をすることによって、近くの農業耕作者が隣の畑を買うとか、そういうことが可能になるのですけれども、この公売、競売については、見ない限り、なかなか情報がないと参加できないという状況があると思うのです。そうしますと、せっかくの優良農地であっても、隣の方も買えないというような、そういう状況も多々あると思うのです。その辺については、農業委員会として何らかの情報を公開したほうが、近隣の農家のためになるのではないかというふうに思うのですけれども、その点についてはまた検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） では、その件は事務局お願いします。

ほかに。

はい。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。今、事務局から、先ほどの説明の中で農機具の件でございまして、代理人の方から農機具何を持っているという口頭での申告はあったかと思うのですけれども、こちら辺は大きいものについては、当地農業委員会に数字でもって申請する必要があるのかなのか、そこら辺はどうなっているかちょっとお伺いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 農家基本台帳のほうの申請になりますので、本人が持っているということで農業委員会のほうに申告していただければ、農家台帳等のほうに記載されて証明に出てくるかと思えます。もし必要があるのであれば、私どもはこういった状況になっているので、申請人の方、これはご本人が農業委員会等に行って、これだけ機械を持っているということを申告していただかないといけないものになりますので、申告が漏れているようですがというお話はできますけれども、もし必要であれば、今後のためにも、みずからちゃんと持っている農機具については申告してくださいということで、お話をすることは可能かと思えます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ、御園さん。

○21番（御園 豊君） この申請書を見ますと、施設についてはゼロという数字が記載されているわけですが、これはゼロだからないということの証明に、あかしになるとは思いますが、農機具については欄があるのに記載されていないということが1点、ちょっとどういって記載をあえてしていないのか。また、千葉市の農業委員会は、こういったもののいわゆる農機具に対して把握しなくてもいいのか。そこら辺がここに記載してあれば、確かに農家だなという一つのあかしにもなると思うのですが、こういう空白になっている場合は、ただ口頭で持っていますと言われても、果たして本当に農家

をやっているのかなという疑問が1つ残るわけですが、ここら辺は袖ヶ浦の場合は、農機具は記載しなければいけないのか、農家のあかしとして記入を義務づけているのか、その点お伺いします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 袖ヶ浦市の場合では、機械の移動がありましたら、修正してくださいと。また、申請にあわせて農機具の更新等があるようであれば、その場で更新していただいて、農家台帳のほうを修正したり新たに記載するようにお願いして修正をしております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園委員。

○21番（御園 豊君） 基本的にそういうことであれば、千葉市もここら辺は農機具の記載は、把握の意味で恐らく記載要請をしているかなと思うのですが、あえてここにはないということは、申告では代理人の方が何を持っています、かにを持っていますというお話は聞きましたけれども、実態が見えない点がございませぬ。ここら辺はどう解釈したらよろしいのか、ちょっと疑問に思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） この台帳の記載につきましては、従前8・1申告という形で、毎年のように皆さんに情報を問い合わせをさせていただいて、変化があった場合には、その変化を報告していただいておりますが、平成21年度法改正によりまして、毎年問い合わせはしなくてもよくなったと。私も袖ヶ浦市でも、たしか23年度ころに、そのやりとりについてはもちろん郵便の費用がかかりますので、法律で求めているところまでをやるということをやめてございませぬ。

どうしておるかという、移動があった農家の方に、必要に応じて報告をさせていただいているというのが現状でございませぬので、変動があってもご報告いただけない方ももちろんおられるかと思ひます。それは、ご承知でなかったり、あるいは必要性がなかったりするいろいろな状況があるのだと思ひますけれども、必ずしも持っているものが全て台帳に登載されているものではございませぬ。ただ、今ほど鈴木の方からもありましたとおり、お手続でお見えになったときにやりとりをして、機械どうですか、うちには今こうなっていますよ、何それがあるよ、何それはもうないよというふうなお話をいただけますので、それについてはその場で直していただいているというのが現状でございませぬので、こちらの千葉市ですので、ちょっとこちらでは届かない部分でございませぬけれども、そういう形で毎年問い合わせをしていないことから、持っているものが掲載されていないということもあり得る。望ましいかどうかと言われれば、望ましくはないですけれども、ただご自身のご申告をいただけないということなのかなというふうに推測いたします。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑。

はい。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。それに絡んでなのですけれども、農家であるという証拠とい

うか証明というか、そういうことの中に、きょうのいろいろ賃貸あったり売買あったりしたときに、農機具は持っているとかトラクターが何台あるとかというような形での事務局からの説明があって、これならこれだけの農地をやるなとかというような判断をしたのですけれども、この辺というのは逆に言うと、そういうことというのは別にあえて必要はないのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 必要がないとは、そこまでは申せないのですけれども、望ましい姿かどうかといえば、もちろんあるものはあるというふうに申告をしていただく、それが望ましい姿であろうかと思えます。今回はこの台帳には記載はないのですが、聞き取りの中でこういうものを持っているということをお聞きしたので、今ほど説明の中で補足させていただいたところがございます。ですから、あるものはある、従事日数はこうだということを実態を報告していただいて、申告していただいて、証明書という形が望ましい形であるということになります。実態とこの部分について若干食い違いがあるということは、望ましい形とは言えないと思われま。

○議長（中川喜一郎君） 積田委員。

○8番（積田雅美君） 8番、積田です。先ほどから農機具の所有状況がわからないと、不明確だということですが、適格証明書を発行するのに、農機具を持っている、持っていないが、それがはじく要件になりますか、そこを聞きたい。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 一応これは適格者ということで入札に参加するという形になります。農地を農地として取得するわけですから、同時に農地法の申請もあわせて上げていただいております。その中で、取得した暁には、その農地がきちんと耕作できるかどうかということが、一応判断の基準になってくるわけでありま。その中で持っている農地、それから農業知識や農業の従事経験とか、そういったものを総合的に勘案いたしまして、皆さんにご判断をいただく形になろうかと思えます。その中で効率利用要件とかということで、事務局のほうで確認させていただいておりますけれども、その農地を購入した暁には、きちんと耕作ができるかどうか、その点で所有する農機具の状況はどうか、それから従事日数はどうか、そういったことを確認させていただきまして、皆様にご審議をいただくような形になります。お答えになっているかどうかというのはちょっとありますが、以上です。

○議長（中川喜一郎君） 関連があるなら続けて、積田さん。

○8番（積田雅美君） では、農機具を持っている、いないがわからないから、そのところが明確でないから、私はこの人に証明書を発行するのは拒否しますということも可能なのですか。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、どなたか。鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 私どものほうは、一応こちらの台帳の記載がなかったので、きちんと農機具はどのような内容を持っていますかということで、農機具の所有状況については聞き取りで確認しております。その中で効率的に耕作をできるかどうかということともあわせて、要するに買い受け適格

であるかということをご審議いただく形になります。機械の所有だけでという形では何とも言いがたい。リースされている方、それから借りて作業されている方、それと作業を委託している方もいらっしゃるの、農機具の所有だけで判断できるものではないかと存じます。それは、その都度借りたり作業をお願いしたりしていらっしゃる方もいらっしゃいますので、必ずしも農機具の所有が条件になるかと言われると、その辺については農機具だけで見ると、農機具だけで判断されるという形ではちょっと言えないかと存じます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 御園さん。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。といいますのは、要は地区外の方が農地を取得するために、こうやって競売等に申請される趣旨はわかりますけれども、それが適格か適格でないかということについての判断、いわゆる地区が同じ地区であれば、あそここのうちはこうですよ、ああですよ。仮に機械が記載がなくても、農業委員のどなたかは、あそこはこれだけありますよという確認はできると思います。しかし、こうやって地区が離れていますと、ここにあって農機具が記載されていないということの実態は、実際わからないわけです。聞き取りによって、そのときは持っていますよ、こうです、ああですよというお話は幾らでもできるかなと思うのです。

当農業委員会において、今後もこういうことがあるかと思うのですが、遠い地区の方が、地区外の方が競売入札等々に参加する適格証明書を発行お願いされた場合、こうやって一つは農機具が書かれていないとすると、やっぱり判断材料の中の1つは欠けるわけです。と同時に、当事者の申請のようにいろんな低木の生産販売をしているということであれば、また先般お話があった中に、今後オリンピックを目標として依頼されているとかというような話があれば、既に植木市場に出荷しているという話もございましたので、いずれかこの方は青色申告なり確定申告なりされていると思うのです。ですから、判断材料の一つとして、こういう農機具が1台もないというような文面が来たときには、判断に我々困るわけですので、植木販売をしているというのですから、市場出荷しているというのですから、当然市場出荷の伝票なり売り上げなり、青色申告、確定申告書があると思うのです。ですから、そういったものを提示していただくというのも、一つの我々判断材料になるかなというふうに思われるのですが、これは今後の課題としたらいかがかなと思います。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今、いろいろとご意見をいただきました。先ほど事務局からの説明、重複いたしますけれども、この証明書の中に台数の記載があったほうが望ましかったわけなのですけれども、記載がなかったものですから、どういう状況になっておりますかということをお問い合わせをして、今ほどの説明のとおりの機械があったということでございます。あくまでも千葉市への申告の話になりますので、千葉市在住の方が千葉市農業委員会への申告の話になりますので、ちょっとこちらの及

ばない範疇の部分もございますけれども、もちろん持っているものは持っているという形で申告をしていただくということが望ましいわけですので、その辺の指導というのはしていくべきであろうというふうに思います。それがかなうかどうかは、こちらとしても何とも言えないところもございますけれども、今ほどの証明書、このとおりなのですが、先ほど申し上げましたとおり、これでは、この状態では実態とどうかというところが把握できかねましたので、口頭でよいかどうかというところは出てくるのですけれども、確認をさせていただいて、耕作するための機械はありそうだということを事務局として把握いたしましたので、皆さんにご審議いただいているところであります。

○議長（中川喜一郎君） たくさん質疑がありましたが、質疑をこれくらいで……。

もう一件、どうぞ、福原さん。

○27番（福原孝彦君） 27番。今回、この申請の方の経営農地の筆別票があるのですけれども、これは所有権移転という3条の許可が3本ありますけれども、その許可を計算すると4反5畝ぐらいなのです。ちょっとにわか農家っぽい雰囲気でしたので、この辺の状況について、事務局はどんなふうに把握していらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） こちらのほうは、千葉市のほうで添付していただいた書類がありますが、ちょっと詳細のほうまではわからないのですけれども、一応持っている所有農地について記載されているものでございます。そうしまして、ついこちらの下3行、これは3条の所有権移転をして許可を得て、こちらのほうは現在取得しているという形のものになって、千葉市のほうでは3条の許可を得ているものということでございます。

○議長（中川喜一郎君） よろしいですか。

奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。きょうの場合は間に合わないにしても、他の行政地域にこういう形で証明書を発行依頼するということになったときは、我々委員会のほうでより判断しやすい材料をそろえてきていただくというのがマナーではないのかと。ですから、今回の場合にはいたし方ないと言っていいのかどうか分かりませんが、これは袖ヶ浦の農業委員会のほうから千葉市の農家証明発行している委員会のほうに、これが来た段階で、こういう状況になっているのだけれども、この部分についてはどうなのかと。それを証明できるような形を添付、農機具にしてもそうなのですから、今後のこともあろうかと思うので、そういうふうにしないと、何か今福原さんがおっしゃったけれども、にわか農家っぽいという部分もでてきてしまう。いろいろ疑われると切りがない部分出てしまうので、その辺これからは、よそのところだからちょっとやれないというのではなくて、これはこちらで判断をさせてもらうことになるための判断材料は、やっぱりきちんと出してもらうというのが本来ではないかと思えます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、何かありましたら。

○事務局（森 博君） 今ほどいただきましたご意見、ごもつともだと思しますので、こちらのほうでこういう証明を確認した段階で、持っているものは持っているという形で、改めて証明をつけていただくという方向で指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川喜一郎君） 今後もこの種のことがあるかと思しますので、事務局のほうよろしく願いいたします。

ほかに。

はい。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、今後もあることなのだけれども、我々も審査としては書類上の審査、書類上で見て判断する、この人が本当に農業やっているかどうかというのは書類上で判断。きょう来て初めて現場の状況がよく見えてきた、トラクターがあるとか云々とか。やっぱり審査としては、書類上の審査と、現場調査しての報告、それで審査するところだと思うので、きちっと書類上も、我々それを信頼して審査するわけですから、きちっとした状態を提出してほしいというふうに私は思います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、森君。

○事務局（森 博君） 今ほどご意見いただきまして、私どもこの空欄の証明書で今回皆さんにご審議いただいて、口頭の補足説明でご審議をいただいているところございまして、今ほどあった書面で確認できないというような状況でございますので、今後、先ほどと重複しますが、こういうものを確認した段階で、書面で確認できるようなものを出していただくように指導をしてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 質疑、ほかにどなたかあります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はここで終結させていただきます。

これより討論をお受けいたしますが、討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） これにて討論を終結いたします。

議案第4号の1については、買受適格者であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、許可書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成者少数により、不許可と決定いたします。

議案第5号 平成26年度第4次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成26年度第4次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が1件で、10.21アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）4ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。                      さんですが、申請面積は10.21アール。

次に、7ページを開いていただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。                      さんですが、申請面積は9.97アールとなっております。こちらは売買による所有権移転でございます。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号について賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

#### 報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

神作君。

○事務局（神作高史君） 事務局、神作です。報告第1号についてご報告いたします。

議案8ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき局長専決にて処理いたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年6月1日から平成26年6月30日まで1件です。  
報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第18回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後5時12分 閉会